

行政違反罰則規定を定める新しい政令、税務および税 関に関する最新情報

2018年4月



内容

今回の弊社Grant Thornton Vietnamのニュースレターでは、以下の内容に関する重要な最新情報をご案内させていただきます。

1.



会計および独立監査の分野における行政違反
罰則規定を定める新しい政令

2.



輸出加工企業(EPE企業)がリース地および工場
を非輸出加工企業(非EPE企業)へ譲渡する場合
の納税義務

3.



ベトナム居住者外国人の個人所得税に関わる外
国税額控除

4.



みなし課税を受けた輸入関税も還付を受ける可
能性あり

5.



2018年の税務調査対象となる可能性の高い企
業



1. 会計および独立監査の分野における行政違反罰則規定を定める新しい政令

会計および独立監査の分野における行政違反罰則規定に関する2018年3月12日付け政令Decree 41/2018/ND-CPが発行されました。



これによれば、会計および独立監査の分野における行政違反行為に関わる罰金の最高額は、個人については50百万VND、組織に対しては100百万VNDです(従来は、個人については30百万VND、組織に対しては60百万VNDでした)。本政令では、文字、数字、通貨単位、会計期間の不正確な適用や財務諸表の不正表示などの行為に関する個別の罰金額も増額されています。



その他、本政令では、会計単位が適用すべき会計制度の不正確な適用、規定に基づく証憑のベトナム語への翻訳をしない、規定に基づく財務諸表の作成内容が不十分または不正確な様式に基づくなどの行為に関する罰則が追加されています。同政令は、2018年5月1日から施行されます。

2. 輸出加工企業(EPE企業)がリース地および工場を非輸出加工企業(非EPE企業)へ譲渡する場合の納税義務



輸出加工企業(EPE企業)がリース地および工場をから非輸出加工企業(非EPE企業)へ譲渡する場合の税務取扱いについて、2018年3月5日付けガイダンスOfficial Letter 8382/CT-TTHTがハノイ市税務局から発行されました。



具体的には、EPE企業が、規定により土地リース契約および土地上の工場を非EPE企業へ譲渡する場合、これは付加価値税10%の課税対象となる取引であり、EPE企業は、この取引に関わるVATインボイスを発行する必要があります



EPE企業がVATインボイスを持っていない場合、税務当局から必要なVATインボイスを購入して、インボイス作成をし、非EPE企業へ渡す必要があります。



なお、EPE企業は、税務当局から必要なインボイスを購入する前に納税をする必要があります。



法人所得税に関しては、土地および土地上の建築物を受渡する際に、EPE企業は、不動産譲渡所得にかかわる法人所得税の申告納税をする必要があります。

3.ベトナム居住者外国人の個人所得税に関わる外国税額控除

ベトナム居住者となる日本人に対する個人所得税に関するガイダンスOfficial Letter 9841/CT-TTHTが税務総局から発行されました。これによれば、ベトナム居住者となる日本人に日本での所得が発生して、日本での所得支払者が、日本での税金(住民税を含む)を控除している場合、日本で納税した所得税額をベトナムでの個人所得税納税額から控除することができます(日越租税条約の規定に基づきます)。



但し、控除可能な税額は、ベトナムの税率で計算した納税額を、総課税所得に対する日本で発生した所得額の比率で按分した金額が控除額の上限となります。外国税額控除の手続きについてですが、個人所得税の確定申告時に、外国の税務当局が発行した納税額確認書を提出することが必要です。税務当局が発行する納税額確認書が無い場合には、所得支払者が発行する源泉徴収票や控除額および納税額を明記した確認書を提出することもできます。



4. みなし課税を受けた輸入関税も還付を受ける可能性あり

輸入関税のみなし課税を受けた企業への還付に関するガイダンスが、2018年3月7日付けOfficial Letter 1218/TCHQ-TXNKとして税関総局から発行されました。



輸出入関税法の規定によれば、販売用に輸入した貨物について既に輸入関税を納付したが、当該貨物を輸出用製品製造のために使用して、製品を輸出している場合、納付した輸入関税の還付を受けることができます。



このガイダンスでは、規定の条件を満たす場合、税関当局の決定による輸入関税の見なし課税を受けた輸入貨物の輸入関税について、税関総局が還付を認めています。

5. 2018年の税務調査対象となる可能性の高い企業

2018年の税務調査・税務特別調査計画立案に関する2017年11月20日付けOfficial Letter 5339/TCT-TTrが税務当局から各省・中央直轄都市の税務局宛てに発行されています。これによれば、2018年実地調査の計画目標として各税務局管轄下で活動中の納税者の18.5%を最低でも達成することとしています。更に、税務総局は、2018年の調査対象として焦点を当てるべき産業・分野として、以下を挙げています

- ❖ 多額の税収が期待される分野の企業(石油ガス、ガソリン、医薬品、信用機関など)。
- ❖ 外国投資企業、売上高および納税額が多額の大手企業。
- ❖ 資本、商標、プロジェクトの譲渡が発生している企業。
- ❖ 関連者間取引が大きな比率を占めており、多年にわたって損失を計上している、または、同じ産業・分野の企業と比較して利益水準が大幅に低い企業。
- ❖ 大手不動産会社、建設資材製造会社・販売会社、鉱物資源の探査・開発会社、消費財の製造会社・販売会社、自動車の製造会社・販売会社、廃棄物の一括購入処理会社。
- ❖ 新種の事業分野で活動する企業。
- ❖ インボイスに関する高リスク企業、多額の還付額がある企業、異例な還付が発生している企業、国境を介した輸出貨物に関わる付加価値税の還付を行う企業。
- ❖ 多年にわたり税務調査を受けていない企業。特に、大手企業、税務優遇措置を受けている企業

□ 税務、その他御社事業活動に関わる法令に関するアドバイスをご希望される場合、ご遠慮なく、弊社Grant Thorntonの専門家へお問い合わせ下さい。

Contacts

このニュースレターは、情報提供のみを目的として作成しております。不正確または不完全な情報、または、Grant Thornton Vietnam の正式な事前アドバイスなく、これら情報の利用から発生した損額について、Grant Thornton Vietnam は責任を負いません。

今回のニュースレターの情報を利用する必要がある場合、Grant Thornton Vietnam からご支援が必要な場合、弊社の専門家へご連絡下さい。

ニュースレターのダウンロードは
下記サイトへアクセス下さい。

grantthornton.com.vn

Head Office in Hanoi

18th Floor, Hoa Binh International Office Building
106 Hoang Quoc Viet Street, Cau Giay District, Hanoi, Vietnam
T + 84 24 3850 1686
F + 84 24 3850 1688

Hoang Khoi

Tax Partner
National Head of Tax
D +84 24 3850 1618
E khoi.hoang@vn.gt.com

Nguyen Dinh Du

Tax Partner
D +84 24 3850 1620
E du.nguyen@vn.gt.com

大形 薫 (Kaoru Okata) Director – Japanese Desk

D +84 24 3850 1680
E kaoru.okata@vn.gt.com

Ho Chi Minh City Office

14th Floor, Pearl Plaza
561A Dien Bien Phu Street, Binh Thanh District, Ho Chi Minh City, Vietnam
T + 84 28 3910 9100
F + 84 28 3910 9101

Nguyen Hung Du

Tax Partner
D +84 28 3910 9231
E hungdu.nguyen@vn.gt.com

Valerie – Teo Liang Tuan

Tax Director
D +84 28 3910 9235
E valerie.teo@vn.gt.com

Tran Hong My

Tax Director
D +84 28 3910 9238
E hmy.tran@vn.gt.com

唐牛 理任 (Masato Karoji)

Director – Japanese Desk
D +84 28 3910 9135
E masato.karoji@vn.gt.com

Tran Nguyen Mong Van

Tax Director
D +84 28 3910 9233
E mongvan.tran@vn.gt.com